

平成30年12月14日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成30年12月14日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番、隅岡美子君、8番、古川幸義君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに記載しておりますので、よろしくお願いたします。

12月11日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、村井保夫君。

総務教育常任委員会委員長（村井 保夫）

おはようございます。

総務教育常任委員会結果報告について報告いたします。

平成30年12月11日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

議案第2号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

議案第3号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

議案第6号、平成30年度多度津町一般会計補正予算（第4号）。

議案第7号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）。

議案第8号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）。

議案第9号、平成30年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）。

議案第10号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）。

請願第1号、「所得税法第56条の廃止」の意見書採択を求める請願。

請願第2号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願。

審議結果。

議案第1号から議案第4号及び議案第6号から議案第10号及び請願第1号、請願第2号について、委員、傍聴議員より。

一つ、今回の条例改正で議員報酬、特別職の給与及び教育長の給与が改正されると一人当たりどの位あがるのか、また、それぞれ総額はいくらあがるのか。金額が大きくなり、あげる必要がないので議案第1号から議案第3号については反対する。

一つ、他の市町では一般職の給料表に継ぎ足しをしているところもあると聞いているが、本町はどうなっているのか。また、継ぎ足しをしなければならない該当者はあるのか。

一つ、桜たん祭は盛況だったが、来年は瀬戸芸も開催されるので駅前やフェリー乗り場に大型のランタンを設置して多度津町のPRをすればどうか。

一つ、学校付近は歩道と車道を分離した通学路を整備する必要があるのではないか。また、町道の舗装整備率はどのくらいか、早期に完了するようにお願いしたい。

一つ、通学路にある民間の危険ブロック塀について県内14市町が補助するようだが、多度津町は補助制度を創設するのか。また、町内には危険なブロック塀は何箇所くらいあるのか、緊急を要する危険なブロック塀も数箇所あるので早く調査し、本当に危険なものは表示をしてもらいたい。

一つ、地域猫活動支援モデル事業補助金27万円の説明をしてもらいたい。佐柳島の猫は対象にならないのか。

一つ、0歳から3歳児の保育所の入所申し込みの現況はどうなっているのか、保育士の数が不足して入所が出来なくならないように対策をとるべきでないか。待機児童が出ないようにしてもらいたい。

一つ、役場庁舎のイルミネーションは、先では町の事業としてすべきでないか。駅前イルミネーションも今後ひとつの課題と考えてもらいたい。

一つ、栄町緊急避難路の防犯カメラ設置は終わっているのか。古い跨線橋はどうするのか、撤去するのはいつ頃になるのか。

一つ、ドローンを使う自治体もあるが、多度津では活用をどう考えるのか。

一つ、創業支援補助金100万円はどういうものか説明をしてもらいたい。

一つ、防犯灯をLEDに買い換える際には自治会の負担が大きいので、補助などの対策を考えてもらいたい。

一つ、防犯灯の電気料金は自治会負担だが、丸亀は全て公費と聞いているので多度津でも要望したい。

一つ、新聞記事にオリーブオイルの「蒼のダイヤ」を全国の品評会に出すとあったが、いつ行われるのか。

一つ、清掃費のし尿処理の中讃広域行政事務組合負担金を133万3千円減額しているが、内訳を教えて欲しい。

一つ、河川費の施設管理費440万円減額は、どこの委託になるのか。

一つ、防災事業で県に河川の嵩上げをしてもらい道路との間に堰板の差し込みが必要になったが、予算や作業はどうなっているのか。外部委託が遠方の業者では、緊急時に対応出来ないと思うがどう考えるのか。

一つ、国保会計の歳入で基金の繰入金を減額しているが、国保税の税収との関係や現時点での見込みはどうなっているのか説明してもらいたい。

一つ、所得税法第56条においては家族従事者の自家労賃の対価の支払いは必要経費として認められていないが、所得税法第57条の特例で青色申告を行うことで家族従事者に支払った給料は必要経費と認められている。また、現在青色申告と白色申告の制度があり、個人の選択自由も守られ、申告上も男女間の差別もなく、基本的人権を侵害しているとも考えにくく、矛盾した制度とは言えないので意見書提出の請願には反対する。

一つ、消費税増税については、プライマリーバランスの黒字化による財政健全化、社会保障の持続可能性の確保のため、2017年4月に8%から10%に順次引き上げる予定を景気等の動向により延期していたが、安倍首相は昨年10月の衆議院選では、2019年10月1日より8%から10%に引き上げて、税収増の5兆円は財政健全化に2兆円、教育の無償化に2兆円、社会保障の充実に1兆円を割り当て、2020年のプライマリーバランスの黒字化は困難としながらも、国民の支持を受けて政権を担っている。また、政府は食料費や教育費、その他生活に最低限必要なものには軽減税率を導入し、消費増税対策として中小企業の法人税減税、住宅ローン減税の延長、新車購入で自動車税の恒久減税等を行い、景気の冷え込みを防ぐとしている。消費税増税は、今の社会保障制度を次世代に引き渡すことと市場や国際社会から日本の信認を確保するためや財源確保にも必要不可欠であると考えてるので意見書提出の請願には反対する。

一つ、経済情勢が不透明であり、軽減税率の線引きも不透明なことや消費税は逆進性が高く貧困者にとって極めて厳しい税制であることを踏まえて10%への増税中止を求める意見書提出の請願には賛成する。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、議員の期末手当が総額23万1千円の増額、特別職が総額9万4千円の増額、教育長が3万5千円の増額で一人当たりになると約2万円上がることになる。

一つ、多度津町では給料表に継ぎ足しはしていない。現在のところ、継ぎ足しをしなければならない該当者はいないが、出てきた場合には検討する。

一つ、次回の瀬戸内国際芸術祭では島だけでなく陸地部でも催しを考えているので、ランタンの設置も参考にしたい。

一つ、通学路は歩道と車道を分離したいと考えているが、現時点では幅員が狭いところはカラー舗装での分離を行なって区域を広げたい。町道の舗装整備率は平成30年3月31日現在で98.17%となっている。

一つ、民間の危険ブロック塀撤去の補助については県に補助を要望しており、採択されれば補助制度を創設することになるので、危険ブロック塀の数はそれに合わせて調査したい。通学路の危険箇所は多小22、豊小17、四箇小18、白小12、多中6の計75箇所を確認したので地図上に落として生徒に注意を促し、登下校させている。

一つ、地域猫活動は現在2団体が対象となっているが、新たに山階地区の1団体から申請が提出されたので補正をしたものである。地域猫の主旨は避妊等で減少させるというものなので佐柳島の猫とは相違がある。

一つ、保育所の入所申し込みは現在集計中であるが、各保育所で新規採用の保育士もいると聞いているので現状を維持出来るものと考えている。また、全保育所の集計が出れば、待機児童が出ないように各保育所と調整していく。

一つ、庁舎のイルミネーションは町内水道事業組合のボランティア活動の一環なので、その厚意を受けたいと考えており、観光面からは新庁舎に移転する時には検討しなければならないと考えている。

一つ、防犯カメラの設置は終わり、パネル表示もしている。旧跨線橋の撤去は現在JRと協議中であり、出来るだけ早くと考えている。

一つ、ドローンは農業等で有用だと思うが、多度津ではどういうところで必要になるか検討した上で活用を考えたい。

一つ、創業支援補助金は、新たに4名が創業することから補正するもので理髪店が2件、カフェが1件、自動車修理店が1件となっている。本通地区を中心に新規創業の動きがあるので、サポート体制を充実してさらなる産業振興に努めたい。

一つ、現在は新規の防犯灯の場合のみ補助をしているが、LEDが安価になったので、経過年数に応じて蛍光灯からLEDへの更新する場合にも活用出来るような制度に改正しようと考えている。

一つ、県知事もオリーブオイルは小豆島産だけでなく香川県全体で対応することを考えており、品評会はその一環で開催するもので「蒼のダイヤ」は東京を始め全国的にPRして売り出したいと思っている。

一つ、中讃広域行政事務組合負担金減額の内訳は地方交付税が約500万円の増額と必要経費の減額により多度津の負担金が133万3千円減額となったものである。

一つ、440万円減額は水環境処理施設全体の保守点検業務の委託料で、再生水関係の各種施設になる。

一つ、嵩上げに伴い堰板を差し込むところはかなり増えたので、職員だけでは無理があることから、新年度より予算計上して外部委託することを考えており、排水作業を始め水防に万全の体制をとることを検討中である。委託は町内業者を優先し、防災連絡協議会とも相談しながら体制を決めたいと考えている。

一つ、国保の税収は11月現在、調定ベースで約4億5,500万円となっており、昨年の徴収率91.5%で計算すると約4億1,650万円が現年の収入になる見込みで、滞納繰越し分の約3,200万円を加えると約4億4千万円から4億5千万円になる見込みで予算はクリア出来ると考えている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第4号及び議案第6号から議案第10号については、委員会として原案を可決し、請願第1号、請願第2号については、採決の結果、委員会として原案を不採択とした。

またその他として、執行部より他4件の報告があった。

以上で総務教育常任委員会の報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして12月11日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、金井浩三君。

建設産業民生常任委員会委員長（金井 浩三）

おはようございます。

建設産業民生常任委員会の結果報告について

平成30年12月11日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第5号、多度津町印鑑条例の一部改正について。

議案第11号、多度津町道の路線認定について。

議案第12号、多度津町道の路線変更について。

審議の結果、議案第5号、議案第11号及び議案第12号については、委員会として原案を可決した。

以上で報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

日程第3、議案第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

尾崎忠義議員。

議員 (尾崎 忠義)

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成30年第4回多度津町議会定例会におきまして、次の点で反対討論をいたします。

議案第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。

今回の条例改正は、12月1日に在職するものの議員の期末手当を、100分の162.5から100分の167.5へ100分の5引き上げ、夏季手当を100分の167.5から100分の165へ100分の5引き下げ、0.5%の増減額で期末手当を平準化するというものであります。

今期議員期末手当では、総額で23万2千円の支出増となり、議員一人当たりで約1万8千円の支出増となり、多度津町の財政難の中では、町民感情から考慮しても、あげるべきではないので反対をいたします。

以上です。

議長 (志村 忠昭)

他にございませんか。

他にないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議長 (志村 忠昭)

賛成者起立多数です。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第4、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

尾崎忠義議員。

議員 (尾崎 忠義)

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成30年第4回多度津町議会定例会におきまして次の点で反対討論をいたします。議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、であります。

今回の条例改正は、12月1日に在職するものの特別職の年末期末手当を、100分の162.5から100分の167.5へ100分の5引き上げ、夏季手当を100分の167.5から100分の165へ100分の5引き下げ、0.5%の増減額で平準化するというものであります。今期特別職年末手当では総額で9万4,000円の支出増となり、多度津町の財政難の中では、町民感情から考慮しても、あげるべきではないので、反対をいたします。

以上であります。

議長 (志村 忠昭)

討論、他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

他にないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議長 (志村 忠昭)

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定をいたしました。

日程第5、議案第3号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

尾崎忠義議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成30年第4回多度津町議会定例会におきまして次の点で反対討論をいたします。議案第3号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、次の点で反対をいたします。

今回の条例改正については、12月1日に在職するものの教育長の年末期末手当を、100分の162.5から100分の167.5へ100分の5引き上げ、夏季手当を100分の167.5から100分の165へ100分の5引き下げ、0.5%の増減額で平準化するというものであります。

今期、教育長の年末手当では、総額で3万5千円の支出増となり、多度津町の財政難の中では、町民感情から考慮してもあげるべきではないので反対をいたします。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

討論について他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

他にないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定をいたしました。

日程第6、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第4号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第7、議案第5号、多度津町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第5号についてを採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に決定をいたしました。
日程第8、議案第6号、平成30年度多度津町一般会計補正予算 (第4号) を議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第6号についてを採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に決定をいたしました。
日程第9、議案第7号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算 (第2号) を議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第7号についてを採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に決定をいたしました。
日程第10、議案第8号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算 (第2号) を、議題と致します。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第8号についてを採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。
日程第11、議案第9号、平成30年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第1号)を議題と致します。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第9号についてを採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。
日程第12、議案第10号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第2号)を議題と致します。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第10号についてを採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。
日程第13、議案第11号、多度津町道の路線認定についてを議題と致します。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第11号についてを採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。
日程第14、議案第12号、多度津町道の路線変更についてを議題と致します。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定をいたしました。

日程第15、意見書案第1号、水産政策の改革に慎重な検討を求める意見書 (案) の提出についてを議題と致します。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の説明は省略したいと思いますが、これに・・・。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

はい、村岡議員。

議員 (村岡 清邦)

今議会に、意見書 (案) の提出がなされておりますので、私は少なくとも提出の理由について説明をすべきだと考えます。以上です。

議長 (志村 忠昭)

一応、読み上げる。水産政策の改革に慎重な検討を求める意見書 (案) の提出について、一応、読み上げますわ。提案者。議運の委員長、塩野君。これ読み上げてくれるか。

議員 (塩野 拓二)

水産政策の改革に慎重な検討を求める意見書 (案) について

平成29年4月に新たな水産基本計画が策定されるとともに、平成30年6月には、政府が「農林水産業・地域の活力創生本部」において、水産政策改革の具体的な内容を「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中に位置づけ、水産改革の方針を決定するとともに、必要な法整備等を速やかに行うこととされている。本改革は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上等の確立を目指すとしているものの、具体性に乏しく漁業者、関係者は危機感を募らせている状況にある。とりわけ、優先順位の法定制の廃止について、新たな企業や個人の参入が進めば、秩序の保持や権利の転売など漁業社会の混乱を招きかねない憂慮すべき事態が想定される。また、「適切かつ有効に活用している場

合」における既存の区画漁業権の継続利用の優先について、明確な判断基準を早急に提示することが先決である。さらに、漁場管理や漁業者委員の公選制の廃止や漁場管理を都道府県の責務とし、漁場管理を委ねる制度の創設についても、これまで漁業に携わり多大な貢献をしてきた漁協の存在価値を脅かすものでもある。よって、本改革が漁業現場の実態を踏まえ、十分な合意形成のもと進められるべく、次の事項について慎重な取り扱いをいただくよう要望する。

1 漁協に免許される特定区画漁業権の継続

2 海区漁業調整委員会の漁業者委員の公選制の継続

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日、香川県 多度津町議会、以上です。

議長（志村 忠昭）

以上で提案者の説明を終わりましたけれども、これより、質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号についてを採決いたします。

本案は、原案の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定をいたしました。

日程第16、請願第1号、「所得税法第56条の廃止」の意見書採択を求める請願を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしということですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

まず、最初に憲法は「何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたことによって、いかなる差別待遇も受けない」（憲法第16条）と規定しており、請願権を国民の基本的権利の一つとして保障しております。請願の対象も憲法で明らかに定めているほか、国、地方公共団体の事務に関するすべての事項が含まれております。議会に請願の受理権を認めたのは、住民自治の立場から、住民の代表機関である議会に請願を通して住民の意思を反映させ、議会の意思によって、住民の請願の趣旨の実現に努めさせるためであります。そこで、今回去る11月26日、12月議会で提出された請願は「所得税法第56条の廃止」の意見書採択を求める請願及び「国に対し、消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願の2件であります。

まず、最初の請願1号「所得税法第56条の廃止」の意見書採択を求める請願についてであります。

所得税法第56条廃止等の決議意見書採択自治体、税理士団体等は2018年10月12日現在で、全国で10県及び497自治体、意見書採択税理士団体が11団体、その他意見書採択団体（自由法曹団、日本弁護士連合会）の2団体などあります。

ちなみに香川県では、さぬき市、三豊市、坂出市、琴平町、三木町の3市2町ですが、香川県議会では、平成29年10月12日に「所得税法第56条の見直し」を求める意見書、決議が採択されております。

その文面は、「中小事業者は、地域経済活動の担い手として、日本経済の発展に貢献してきたところであるが、不況が長期化する中で、中小零細事業者は倒産、廃業などかつてない危機に直面している。そうした中で、事業を支える女性は、自営中小零細事業者の家族従業者として、また女性事業主として営業に携わりながら、家事、育児、介護と休む間もなく働いている。しかし所得税法第56条の規定により、配偶者とその他の家族が事業に従事した場合の対価は、必要経費に算入しないこととされている。これゆえに、配偶者もさることながら、子ども等の家族従業者は社会的にも全く自立できない状況である。家業を手伝いたくても、手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけている。ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では「自家労賃を必要経費」としており、日本だけが世界の進歩から取り残されている。民法、労働法や社会保障の上においても「一人ひとりが人間として尊重される憲法に保障された」権利を税法上でも要求するものである。2015年末に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画において、所得税法

第56条の見直しについても言及されており、また、これまでに9県議会を含め、多数の自治体の議会が「所得税法第56条見直し、廃止」の決議、意見書を国に提出している。「家族従事者は、事業の重要な担い手である。よって国におかれては、税の公平性に考慮し、所得税法第56条を見直すよう強く要望する」以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年10月12日、香川県議会。であります。

以上が香川県議会で賛成多数で採択された意見書、決議の文面であります。

この所得税法第56条とは、「個人事業主と生計をともにする親族が事業から受け取る報酬を必要経費と認めない」とする規定であります。

つまり、白色申告の配偶者、家族が受け取る働き分、つまり労働対価を必要経費として認めない法律であります。配偶者は年間86万円、その他の家族は50万円の控除しか認められず、社会的、経済的に自立できない状況を生んでおります。国連女性差別撤廃委員会は、2016年2月、日本政府に対して家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法を見直しの検討を求める勧告を出しました。自営業の納税は「白色」と「青色」に分かれており、青色で申告すれば、家族従事者の働き分を経費に算入することができますが、これは税務署長が条件つきで認めるもので帳簿管理など過重な負担を強いられ、申告の仕方によって認めたり、認められなかったりすべきではありません。「56条は単に青色か白色の制度の違いでしかない」と思われておりますが、例えば、議員の妻は秘書に登録できず、議員のために一生懸命働いても無給になるのでよく分かることでもあります。このように、所得税法第56条は個人の尊厳と両性の平等に反する差別的税制であります。また、家族の当然の働き方をゆがめ、憲法の「個人の尊重」（憲法13条）「職業の選択の自由」（22条）「財産権の保障」（29条）の理念に反しており、家族の給料を経費として認めるべきで、所得税法56条により、自営業者の経費が過少に算定され、事業主は多くの税金を負担することになり、家族は所得証明が取れないなどの不利益を被っており、保育園や奨学金の申し込み、住宅ローンなど所得証明が必要なサービスが受けられない不利益が生じております。このように働き分を経費に認めることは、経営を支える配偶者や子どもが自立して生きるための基本的な要件であります。従って、去る11月26日に提出された「所得税法第56条の廃止」の意見書採択を求める請願には、香川県議会でも採択されていることでもあり、賛成をいたします。以上であります。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

庄野克宏君。

議員（庄野 克宏）

12番、庄野克宏です。「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書についてでございますが、所得税法第56条においては家族従事者の自家労賃の対価の支払いは必要経費として認められていないが、所得税法第57条の特例で青色申告を行うことで家族従事者に支払った給料は必要経費と認められております。現在、青色申告と白色申告の制度があり、個人の選択自由も守られ、申告上も男女間の差別もなく、基本的人権を侵害しているとも考えにくく、矛盾した制度とは言えないと考えます。

よって、意見書提出の請願については反対をいたします。以上です。

議長（志村 忠昭）

他に、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

はい、起立少数です。

よって、請願第1号は不採択する事に決定をいたしました。

日程第17、請願第2号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

賛成者の発言を認めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

はい、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

請願第2号「国に対し、消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願につい

て」であります。

安倍首相は、来年10月から予算通り消費税を10%に増税するとの決意を表明しました。しかし、経済の実態はどうでしょうか。深刻な消費不況が続き、貧困と格差が拡大しております。消費税そのものは、所得の少ない人に重くのしかかる逆進性を本質とする税金であります。今の経済状況のもとでの消費税増税は論外であります。10%の消費税増税を強行すれば、消費不況をいよいよ深刻にし、貧困と格差拡大に追い打ちをかける破局的な影響をもたらすことは必至であります。加えて、複数税率導入に伴って、4年間の経過措置後に導入が予定されている「インボイス（適格請求書）制度」にも深刻な問題があります。この制度のために500万ともいわれる免税事業者が取引から排除されたり、新たに納税義務と煩雑な事務負担を伴う課税業者にならざるを得なくなります。また、雇用契約がない請負労働者や建設職人等にも深刻な状況が生じます。「インボイス（適格請求書）」の導入には、消費税増税には賛成の日本商工会議所を含めて、中小企業団体がこぞって反対をしております。また複数税率、インボイス方式も導入されれば、国民が大混乱を招き、すべての業者にとっても死活問題となっております。第1点目は8%で消費不況をしておりますが、今度の10%で日本経済は大打撃を受けます。

中小業者は転嫁出来ず、廃業しなければなりません。第2点目に飲食料品、新聞を8%に据え置くだけで、実際は1世帯当たり、6.2万円の増税になります。さらに「軽減税率があるから」と税率アップの口実にされることでもあります。3点目には、8%と10%の線引きが複雑で大混乱になるということでもあります。レジ購入など新たな費用負担がかかります。また、外食、酒類は増税だし、飲食料品店でも仕入れは増税、どっちになっても打撃を受けるのは必至であります。4点目に、8%と10%に分けた請求書等の発行が必要になるということでもあります。同じく税率ごとに経理区分と税額計算が必要であります。計算には中小向け特例もありますが、期限付きでしかありません。5点目に、登録番号のない請求書等は仕入税額に算入できません。免税業者は登録番号がもらえないので、商取引から排除されるか、自ら課税業者になるしかない訳でございます。そういうことでありまして、したがって「来年10月からの消費税税率10%への引き上げ中止を求める意見書の提出を求める請願について」は賛成をいたします。以上であります。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

庄野克宏君。

議員（庄野克宏）

12番、庄野克宏です。国に対し「消費税増税中止を求める意見書」でございますが、プライマリーバランスの黒字化による財政健全化、社会保障の持続可能性の確保の為、2014年4月に消費税率を5%から8%に、2017年4月より8%から10%に順次引き上げる予定を景気等の動向により延期をしてきた。しかし、安倍首相は昨年10月の衆議院選では、2019年10月1日より8%から10%に引き上げ、税収増5兆円の使途について財政健全化に2兆円、教育の無償化に2兆円、社会保障の充実に1兆円を割り当て、2020年のプライマリーバランスの黒字化は困難としながらも、国民の支持を受けて政権を担っている。又、政府は食料費や教育費、その他生活に最低限必要なものについては軽減税率を導入し、消費税増税対策として中小企業の法人税減税、住宅ローン減税延長、新車購入の自動車税の恒久減税等を行い、景気の冷え込みを防ぐとしている。消費税増税は、今の社会保障制度を次世代に引き渡すこと、又、市場や国際社会から日本の信認を確保する為にも、財源確保に必要不可欠と考えます。よって、意見書提出の請願については反対を申し上げます。以上です。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

はい、村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

私は、請願第2号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願に賛成の立場で発言をします。

消費税率を来年10月1日から予定通りに10%に引き上げることが、先日表明されました。私は、この消費税はそもそも逆進性の税制であり、国民生活や景気の悪化を招くことも懸念される消費税率の10%への引き上げには断固反対するものです。前回の増税後に消費などに影響が及んだことから、2019、2020年度の予算で増税対応の特別措置をとることも表明していますが、示された自動車関連税制の減免の拡充や住宅購入・改修への支援、また中小店舗でキャッシュレス決済をした人への2%分のポイント還元などの手法は、そもそも消費税の増税が歳出のばらまきと膨張を招くようでは、本末転倒であり、増税自体を中止する方向こそが、今、求められるものと言えます。税率アップ以前に消費税の持つ欠陥である逆進性に対して、実効性のある緩和策が、講ぜられることが望ましく、国民の求めるところであります。また、教育無償化を拡充するという甘い言葉を使い、高齢者への給付が中心となっている社会保障制度を見直し、「全世帯型」への改革と巧みに国民を騙そうとしています。教育の無償化は、進める必要があることは言うまでもありません。しかし、消費税収の使途とされる医療・介護・年金・子育て

の4経費に、新たな「教育」を加えたことで、これから先、ウナギ上りに税率を引き上げることに繋がる余地が生まれることも懸念されること、また、他の社会保障の負担増・給付のカットや財政再建への影響も懸念されることとなってきます。消費税を増税する一方、この6年間で、社会保障の自然増のカットを毎年5,000億円以上行っており、社会保障の自己負担増や給付削減をも進めてきました。加えて今後の方針として、「骨太方針2018」の中では、社会保障を「歳出改革の重点分野」として、19年から21年度を「基盤強化期間」と位置づけ、更なる自然増の抑制を徹底する方向が打ち出されています。教育の言葉を引き合いに、全世帯に消費税増税を押し付け、社会保障の負担増を強いることは、断固許すことは出来ません。消費税ありきではなく、不公平税制の是正と法人税や所得税をはじめ、税制全体をパッケージとして、国民合意に基づいて負担のあり方を見直す「一体改革」のやり直しこそ、急ぐべきであります。

以上のことから、私は請願第2号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願に賛成の立場で発言とします。終わります。

議長（志村 忠昭）

他に、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、請願第2号についてを採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

はい、起立少数です。

よって請願第2号は不採択とする事に決定をいたしました。

日程第18、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

タブレットに掲載しておりますので、よろしくお願いを致します。

この件につきましては、多度津町議会 会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載しております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りをいたします。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て終了いたしました。

これにて、平成30年第4回多度津町議会定例会を閉会いたします。長時間にわたってのご審議、また、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前9時57分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成30年12月14日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記